

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第155回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年4月23日（水）10時00分～10時10分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、
西村 真由美、藤井 威生、矢入 郁子

（以上6名）

（2）総務省

堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）審議会事務局

石井情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省
令の一部改正省令について【諮問第3196号】

開 会

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 委員の皆様、おはようございます。事務局の石井です。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、委員9名中6名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第155回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第155回を開催いたします。

本日はWeb会議を開催しており、委員9名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項1件でございます。

議 題

諮問事項

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正省令について【諮問第3196号】

○山下部会長 諮問第3196号、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正省令について、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課でございます。

諮問第3196号について御説明申し上げます。資料155-1を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、まず1ページ目、諮問書でございます。本件は、令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を定めるため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正しようとするものです。諮問根拠は電気通信事業法169条第4号の規定となります。

次のページにおきまして、具体の省令改正案の概要について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

まずは改正の背景でございます。令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定に当たってのLRICモデルの適用方法につきましては、これまで情報通信審議会から2つの御答申をいただいております。令和4年9月に御答申をいただいた固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方では、電話網のIP網への移行期間中である令和4年4月1日から令和6年12月31日までについて、また令和7年4月に御答申をいただきました令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方では、IP網への移行後である令和7年1月1日から同年3月31日までについて、それぞれ御提言をいただいているところです。この2つの答申を踏まえまして、令和6年度、すなわち令和6年4月1日から令和7年3月31日までの電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を定めるため、省令改正を行う必要がございますことから、今般諮問をさせていただきました。

次に、これら2つの御答申の要旨を御説明いたします。令和4年の御答申では、IP網への移行期間中である令和4年4月1日から令和6年12月31日までの交付金は、接続料算定と整合を取るため、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルによる加重平均値をとり算定することとし、この際の加重平均比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当である旨の御提言をいただいております。

なお、この令和4年の御答申に基づきまして、既に令和4年度及び令和5年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を定めるための省令改正を行っておりまして、今般の諮問は再度この省令を改正しようとするものでございます。

続きまして、令和7年の御答申では、令和7年1月1日から同年3月31日までの交付金は、令和7年1月までにIP網への移行が完了したことから、第8次PSTNモデルを用いずに第9次IPモデルのみで算定することが適当である旨の御提言をいただいております。さきに申し上げましたように、今般の省令改正は、これら2つの御答申でいただいた御提言の内容を合わせまして省令に規定しようとするものでございます。

具体的には、令和6年度のユニバーサルサービス交付金の算定方法は、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルによる加重平均値をとり算定することとし、それぞれの加重平均比率といたしまして、8次PSTNモデルの比率は、令和6年4月1日から12月31日までは接続料算定時と同一の比率として0.23、令和7年1月1日から3月31日までの間はゼロといたしまして、第9次IPモデルの比率は、令和6年4月1日から12月31日までは、同じように接続料算定時と同一の比率といたしまして0.77、令和7年1月1日から3月31日までの間は1とすることといたしまして、これらの比率をこれらの期間ごとの日数により加重平均した比率を用いることとしたいと考えております。なお、これを具体的に計算しますと、第9次IPモデルについては約0.8267となりまして、第8次PSTNモデルは、1からこの値を減じた値ということで約0.1733となります。

3ページ目以降は実際の省令案でございますが、その内容はこれまで御説明申し上げたとおりでございますので、説明は割愛させていただければと思います。

説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見ないようでございますので、よろしければ、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は4月24日木曜日から5月23日金曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

○山下部会長 以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますか。特にないようでしょうか。

事務局からは何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐　それでは、次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

以上になります。

○山下部会長　分かりました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会